

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

○富山県公共事業評価委員会規則	1
○とやま21世紀水ビジョン推進会議規則	3
○富山県産業廃棄物処理施設審査会規則	5
○富山県地域医療推進対策協議会規則	6
○富山県歯科技工士国家試験委員会規則	8
○富山県健康づくり県民会議規則	10
○富山県自殺対策推進協議会規則	11
○富山県周産期保健医療協議会規則	13
○富山県肝炎認定協議会規則	14
○富山県科学技術会議規則	16
○富山県入札監視委員会規則	17
○富山県入札契約適正化検討委員会規則	19
○富山県特定調達苦情検討委員会規則	20
○富山県文化審議会規則の一部を改正する規則	22
○富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則	
○富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則	24
○富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	25
○富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則	35
○富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則	36

告 示

○富山県特定調達苦情検討委員会設置要綱の廃止	
○富山県特定調達に関する苦情処理手続要領の一部改正	
○富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正	37

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県公共事業評価委員会規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第11号

富山県公共事業評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、公共事業の評価に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営管理部において処理する。

(細則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(財 政 課)

とやま 21 世紀水ビジョン推進会議規則を次のように定め、公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 12 号

とやま 21 世紀水ビジョン推進会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県附属機関条例（平成 26 年富山県条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、とやま 21 世紀水ビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 4 条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

第 6 条 推進会議に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(専門委員)

第 7 条 推進会議に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第 8 条 推進会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(庶務)

第 9 条 推進会議の庶務は、生活環境文化部において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年9月30日までとする。

(県民生活課)

富山県産業廃棄物処理施設審査会規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第13号

富山県産業廃棄物処理施設審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県産業廃棄物処理施設審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、生活環境文化部において処理する。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年10月31日までとする。

(環境政策課)

富山県地域医療推進対策協議会規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第14号

富山県地域医療推進対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、別表の左欄に掲げるそれぞれの地域医療推進対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 保健医療福祉関係者
- (2) 保健医療福祉を受ける立場にある者
- (3) 関係行政機関の職員

（任期等）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 協議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。

（委員以外の者の出席）

第7条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、それぞれ別表の右欄に掲げる厚生センターにおいて処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第1条、第8条関係)

協議会	厚生センター
新川地域医療推進対策協議会	富山県新川厚生センター
富山地域医療推進対策協議会	富山県中部厚生センター
高岡地域医療推進対策協議会	富山県高岡厚生センター
砺波地域医療推進対策協議会	富山県砺波厚生センター

(医務課)

富山県歯科技工士国家試験委員会規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第15号

富山県歯科技工士国家試験委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県歯科技工士国家試験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科技工士
- (3) 県職員

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、県職員である委員をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富山県健康づくり県民会議規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第16号

富山県健康づくり県民会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、富山県健康づくり県民会議（以下「県民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、健康づくりに関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 4 条 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 県民会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

第 6 条 県民会議に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(部会)

第7条 県民会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が県民会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康課)

富山県自殺対策推進協議会規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第17号

富山県自殺対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、自殺対策に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き

その職務を行うものとする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

第 6 条 協議会に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(部会)

第 7 条 協議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 26 年 12 月 18 日までとする。

(健康課)

富山県周産期保健医療協議会規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第18号

富山県周産期保健医療協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県周産期保健医療協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、周産期保健医療に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

第6条 協議会に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(部会)

第 7 条 協議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 6 月 30 日までとする。

(健康課)

富山県肝炎認定協議会規則を次のように定め、公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 19 号

富山県肝炎認定協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県附属機関条例（平成 26 年富山県条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、富山県肝炎認定協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、肝炎に関し医学的識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康課)

富山県科学技術会議規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第20号

富山県科学技術会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、富山県科学技術会議（以下「科学技術会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、科学技術に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 4 条 科学技術会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、科学技術会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 科学技術会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 科学技術会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 科学技術会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

第 6 条 科学技術会議に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(専門部会)

第7条 科学技術会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が科学技術会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 科学技術会議の庶務は、商工労働部において処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、科学技術会議の運営に関し必要な事項は、会長が科学技術会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(商工企画課)

富山県入札監視委員会規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第21号

富山県入札監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、土木部において処理する。

(細則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(管 理 課)

富山県入札契約適正化検討委員会規則を次のように定め、公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 22 号

富山県入札契約適正化検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県附属機関条例（平成 26 年富山県条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、富山県入札契約適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、土木部において処理する。

(細則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(管 理 課)

富山県特定調達苦情検討委員会規則を次のように定め、公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 23 号

富山県特定調達苦情検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県附属機関条例（平成 26 年富山県条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、富山県特定調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、出納局において処理する。

(細則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

(検査室)

富山県文化審議会規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第24号

富山県文化審議会規則の一部を改正する規則

富山県文化審議会規則（平成9年富山県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5条第2項中「、富山県教育委員会の意見を聴いて」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化振興課)

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第25号

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則（平成22年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の見出し及び5条を加える。

(富山県ふぐ処理師試験委員)

第15条の2 条例第12条の2第1項に規定する富山県ふぐ処理師試験委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第15条の3 委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

第15条の4 委員の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第15条の5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第15条の6 委員の庶務は、厚生部において処理する。

第31条第1号中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第3」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第1項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(富山県ふぐ処理師試験委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される富山県ふぐ処理師試験委員の任期は、この規則による改正後の富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則第15条の2第1項本文の規定にかかわらず、平成26年12月9日までとする。

(生活衛生課)

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第26号

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事研究所条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)中「 220円」を「 230円」に、「 340円」を「 350円」に、「 350円」を「 360円」に、「 930円」を「 950円」に、「 500円」を「 510円」に、「 3,030円」を「 3,110円」に、「 780円」を「 800円」に、「 2,580円」を「 2,650円」に、

「練合機	220円」
------	-------

を

「練合機	230円
乾式造粒機	1,830円」

に改め、同表の 1 の(2)中「 220円」を「 230円」に、「 250円」を「 260円」に、「 340円」を「 350円」に、「 440円」を「 460円」に、「 610円」を「 630円」に、「 770円」を「 800円」に、

「 ^く 口腔内崩壊錠試験器	570円」
--------------------------	-------

を

「 ^く 口腔内崩壊錠試験器	590円
多機能型粉体物性測定器	1,230円
錠剤硬度計	210円」

に、「 110円」を「 120円」に、「 960円」を「 980円」に、「 750円」を「 770円」に、「 660円」を「 680円」に改め、同表の 1 の(3)中「 190円」を「 200円」に改め、同表の 2 の(1)中「18,700円」を「19,230円」に、「12,370円」を「12,720

円」に、「6,620円」を「6,810円」に改め、同表の2の(2)及び(3)中「4,880円」を「5,020円」に、「2,570円」を「2,650円」に改め、同表の2の(4)中「7,770円」を「8,000円」に改め、同表の2の(5)中「1,100円」を「1,130円」に、「2,060円」を「2,120円」に、「5,750円」を「5,910円」に改め、同表の2の(6)中「22,530円」を「23,180円」に、「18,660円」を「19,200円」に、「54,540円」を「56,100円」に、「67,910円」を「69,850円」に、「34,430円」を「35,420円」に、「70,890円」を「72,920円」に改め、同表の2の(7)中「62,590円」を「64,370円」に、「64,120円」を「65,950円」に改め、同表の2の(8)中「8,290円」を「8,530円」に、「8,160円」を「8,390円」に、「930円以上10,590円以下」を「960円以上10,890円以下」に改め、同表の2の(9)中「8,290円」を「8,530円」に改め、同表の2の(10)中「810円」を「830円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(くすり政策課)

富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第27号

富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県工業技術センター条例施行規則（昭和61年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中「 8,600円」を「 8,840円」に、「 3,130円」を「 3,220円」に、「 2,770円」を「 2,850円」に、「 4,630円」を「 4,760円」に、「 2,680円」を「 2,760円」に、「 3,170円」を「 3,260円」に、「 3,290円」を「 3,380円」に、「 1,360円」を「 1,400円」に、「 520円」を「 540円」に、「 550円」を「 570円」に改める。

別表第 1 の 2 の表中「 480円」を「 490円」に、「 900円」を「 930円」に、「 1,150円」を「 1,180円」に、「 1,390円」を「 1,430円」に、「 3,050円」を「 3,140円」に、「 6,470円」を「 6,650円」に、「 3,620円」を「 3,720円」に、「 1,260円」を「 1,290円」に、「 1,560円」を「 1,600円」に、「 740円」を「 760円」に、「 550円」を「 570円」に改める。

別表第 1 の 3 の表中「 950円」を「 980円」に、「 1,050円」を「 1,080円」に、

液流染色機	2,310円
連続パットドライ装置	1,330円
リラクサー	2,000円
反転式高温染色機	470円
コンビネーション意匠ねん糸機	790円

を

連続パットドライ装置	1,360円
反転式高温染色機	480円

に、「 1,000円」を「 1,030円」に、

カバーリングマシン	290円
染色バス	390円
レピア織機	430円
糊付機	590円
起毛装置	730円

を

起毛装置	750円
------	------

に、「1,400円」を「1,440円」に、「3,570円」を「3,660円」に、「590円」を「600円」に、「920円」を「950円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第1の4の表中

220円	を	220円	に、
330円		340円	

編織物繰返し疲労試験機	300円
表面加工試験機	1,260円
フィット性能評価試験機	520円

を

編織物繰返し疲労試験機	310円
-------------	------

に、「640円」を「670円」に、「900円」を「930円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「180円」を「190円」に改める。

別表第1の5の表中「530円」を「540円」に、「240円」を「250円」に、

アパレルCAD	690円
設計支援用コンピューター	3,930円

を

設計支援用コンピューター	4,040円
--------------	--------

に、「1,940円」を「2,000円」に改める。

別表第1の6の表中「2,840円」を「2,920円」に、「2,700円」を「2,780円」に、「1,190円」を「1,220円」に、「2,490円」を「2,570円」に、「540円」を「550円」に、「810円」を「830円」に、「730円」を「750円」に、「180円」を「190円」に、「370円」を「380円」に、「1,230円」を「1,270円」に、「2,750円」を「2,830円」に、「1,410円」を「1,450円」に改める。

別表第1の7の表中「6,330円」を「6,510円」に、「4,330円」を「4,460円」に、「2,260円」を「2,330円」に、「15,830円」を「16,280円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,450円」を「1,490円」に、「1,130円」を「1,160円」に、「660円」を「680円」に、「8,640円」を「8,890円」に、「3,470円」を

「 3,570円」に、「 2,820円」を「 2,900円」に、

2,190円
1,460円

を

2,250円
1,510円

に、「 340円」を

「 350円」に改め、同表粘弾性測定装置の項を削り、同表中「 1,820円」を
「 1,870円」に、「 1,640円」を「 1,680円」に、「 1,870円」を「 1,920円」に、

超高温材料試験機	1台につき1時間	3,760円
----------	----------	--------

を

小型強度試験機	1台につき1時間	460円
---------	----------	------

に、「 2,470円」を「 2,540円」に、「 680円」を「 710円」に、「 2,240円」を
「 2,300円」に、「 1,240円」を「 1,280円」に、

2,410円
1,150円

を

2,480円
1,190円

に、「 1,340円」

を「 1,380円」に、「 2,450円」を「 2,520円」に、「 910円」を「 940円」に、
「 330円」を「 340円」に、「 1,020円」を「 1,050円」に、「 560円」を「 580
円」に、「 1,050円」を「 1,080円」に、

940円
2,190円

を

970円
2,260円

に、「 1,370円」

を「 1,410円」に、「 1,320円」を「 1,360円」に、「 710円」を「 730円」に、
「 980円」を「 1,010円」に、

2,410円
570円

を

2,540円
590円

に、「 1,650円」

を「 1,700円」に改め、同表誘発筋電位検査装置の項を削り、同表中「 690円」を
「 710円」に、「 3,370円」を「 3,470円」に、「 1,690円」を「 1,740円」に、
「 3,880円」を「 3,990円」に、「 1,000円」を「 1,030円」に、「 990円」を
「 1,010円」に、「 1,010円」を「 1,040円」に、「 1,760円」を「 1,810円」に、
「 1,070円」を「 1,110円」に、「 700円」を「 720円」に、「 320円」を「 330

円」に、

2, 190円
3, 970円

 を

2, 250円
4, 080円

 に、

「 510円」を「 520円」に、「 1, 920円」を「 1, 970円」に、「 6, 740円」を「 6, 930円」に、「 4, 960円」を「 5, 100円」に、「 890円」を「 920円」に、「 5, 200円」を「 5, 350円」に、「 9, 920円」を「10, 210円」に改め、同表大出力 YAG レーザ加工システムの項から電子線照射装置の項までを削り、同表大出力炭酸ガスレーザ加工システムの項の次に次のように加える。

ファイバーレーザ加工機	1 台につき 1 時間	5, 500円
-------------	-------------	---------

別表第 1 の 7 の表中「 1, 170円」を「 1, 210円」に、「 1, 030円」を「 1, 060円」に、「 1, 770円」を「 1, 820円」に、「 610円」を「 630円」に、「 410円」を「 430円」に、「 2, 070円」を「 2, 130円」に、「 2, 030円」を「 2, 090円」に、「 650円」を「 670円」に、「 490円」を「 510円」に、「 530円」を「 550円」に、「 590円」を「 610円」に、「 470円」を「 490円」に、「 1, 940円」を「 1, 990円」に、「 870円」を「 890円」に、「 1, 620円」を「 1, 670円」に、「 720円」を「 740円」に、「 4, 280円」を「 4, 400円」に、「 800円」を「 1, 550円」に、「 3, 070円」を「 3, 150円」に、「 4, 700円」を「 4, 830円」に、「 1, 350円」を「 1, 390円」に、「 770円」を「 790円」に、「 550円」を「 570円」に改める。

別表第 1 の 8 の表中「 8, 920円」を「 9, 170円」に、「 3, 020円」を「 3, 110円」に改める。

別表第 1 の 9 の表中「 2, 700円」を「 2, 800円」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「 4, 010円」を「 4, 170円」に、「 5, 760円」を「 6, 080円」に、「14, 510円」を「14, 920円」に、「 4, 310円」を「 4, 460円」に、「 6, 670円」を「 6, 860円」に、「10, 620円」を「10, 920円」に、「11, 220円」を「12, 790円」に、「 2, 330円」を「 2, 440円」に、「 3, 410円」を「 3, 560円」に、「16, 250円」を「16, 990円」に、「19, 320円」を「19, 870円」に、「23, 910円」を「24, 600円」に、「17, 900円」を「18, 420円」に、「26, 190円」を「26, 940円」に、「 8, 850円」を「 9, 100円」に、「19, 260円」を「19, 810円」に、「 5, 280円」を「 5, 430円」

に、「4,580円」を「4,720円」に、「10,050円」を「10,440円」に、「1,760円」を「1,810円」に、「13,460円」を「13,840円」に、「3,090円」を「3,180円」に、「33,140円」を「34,110円」に、「4,530円」を「4,660円」に、「4,810円」を「4,940円」に、「11,240円」を「11,570円」に、「25,420円」を「26,140円」に、「25,160円」を「26,230円」に、「5,090円」を「5,310円」に、「3,810円」を「4,060円」に、「15,970円」を「16,740円」に、「3,710円」を「3,890円」に、「2,870円」を「2,990円」に、「970円」を「1,000円」に、「1,790円」を「1,850円」に、「3,140円」を「3,290円」に、「580円」を「610円」に、「4,440円」を「4,560円」に、「820円」を「840円」に、「450円」を「480円」に、「1,490円」を「1,570円」に、「440円」を「450円」に改める。

別表第 2 の 2 の表中「1,750円」を「1,840円」に、「2,870円」を「2,950円」に、

	その他の試験機によるもの	1,190円
高温材	1,000℃以下の場合	24,420円
料試験	1,000℃を超える場合	33,940円

を

	その他の試験機によるもの	1,520円
--	--------------	--------

に、「960円」を「1,010円」に、「2,450円」を「2,600円」に、「200円」を「210円」に、「4,110円」を「4,220円」に、「540円」を「580円」に、「3,730円」を「3,860円」に、「570円」を「590円」に、「5,760円」を「6,010円」に、「1,950円」を「2,000円」に、「2,740円」を「2,910円」に、「850円を」を「870円を」に、

2,610円	を	2,700円	に、「1,700円」
850円		880円	

を「1,760円」に、「2,850円」を「2,940円」に、「2,340円」を「2,410円」に、「3,700円」を「3,810円」に、「2,490円」を「2,560円」に、「5,020円」を「5,160円」に、「460円」を「480円」に改める。

別表第 2 の 3 の表中「830円」を「870円」に、「370円」を「390円」に、

「 3,820円」を「 3,930円」に、「 380円」を「 390円」に、「 240円」を「 250円」に、「 2,210円」を「 2,270円」に、「 2,250円」を「 2,320円」に、「 160円」を「 170円」に、「 100円」を「 110円」に改める。

別表第 2 の 4 の表中「 1,610円」を「 1,660円」に、「 1,250円」を「 1,290円」に、「 570円」を「 590円」に、「 1,020円」を「 1,070円」に、「 2,100円」を「 2,210円」に、「 2,000円」を「 2,150円」に、「 2,400円」を「 2,540円」に、「 2,560円」を「 2,720円」に、「 4,280円」を「 4,400円」に、「 2,500円」を「 2,570円」に、「 3,440円」を「 3,540円」に、「 4,740円」を「 4,880円」に、「 2,850円」を「 2,940円」に、「 4,800円」を「 4,940円」に、「 4,780円」を「 4,910円」に、「 580円」を「 610円」に改める。

別表第 2 の 5 の表中「 4,610円」を「 4,770円」に、「 1,120円」を「 1,160円」に、「 6,770円」を「 6,970円」に、「 1,670円」を「 1,720円」に、「 24,960円」を「 25,690円」に、「 2,080円」を「 2,140円」に、「 4,260円」を「 4,380円」に、「 1,650円」を「 1,700円」に、「 2,230円」を「 2,400円」に、「 990円」を「 1,150円」に、「 4,430円」を「 4,650円」に、「 4,140円」を「 4,260円」に、「 9,960円」を「 10,240円」に、「 11,230円」を「 11,560円」に、「 660円」を「 680円」に、「 1,040円」を「 1,100円」に改める。

別表第 2 の 6 の表中「 5,070円」を「 5,260円」に、「 6,810円」を「 7,090円」に、「 8,560円」を「 8,950円」に、「 7,830円」を「 8,150円」に、「 9,580円」を「 9,990円」に、「 11,330円」を「 11,840円」に、「 15,700円」を「 16,090円」に、「 17,490円」を「 17,930円」に、「 19,280円」を「 20,030円」に、「 20,660円」を「 21,340円」に、「 22,420円」を「 23,200円」に、「 24,160円」を「 25,010円」に、

電気計器校正試験

1,460円

電気固有抵抗測定

640円

を

電気固有抵抗測定

670円

に、「 1,190円」を「 1,220円」に、「 1,870円」を「 1,990円」に、「 680円」

を「710円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,240円」を「1,270円」に、「1,170円」を「1,210円」に、「460円」を「480円」に改める。

別表第2の7の表中「520円」を「540円」に、「2,120円」を「2,180円」に、「470円」を「500円」に改める。

別表第2の8の表中「410円」を「430円」に、「2,560円」を「2,690円」に、「820円」を「870円」に、「750円」を「800円」に、「1,260円」を「2,970円」に、「2,610円」を「2,720円」に、

難燃性試験	2,790円
一般細菌数試験	1,820円
減菌率試験（シェークフラスコ法）	16,750円

を

難燃性試験	2,870円
-------	--------

に、「4,270円」を「4,390円」に、「5,440円」を「5,600円」に、「3,310円」を「3,410円」に、「16,330円」を「16,990円」に、「10,090円」を「10,550円」に、「4,010円」を「4,120円」に、「14,500円」を「14,920円」に、「77,530円」を「79,750円」に、「68,260円」を「70,210円」に、

粘弾性試験	4,200円
メルトフローレイト測定	2,490円

を

メルトフローレイト測定	2,570円
-------------	--------

に、「2,050円」を「2,110円」に、「990円」を「1,030円」に、「5,050円」を「5,190円」に、「420円」を「440円」に改める。

別表第2の9の表中

大出力炭酸ガスレーザ加工	1 時 間	11,760円
大出力YAGレーザ加工		9,240円

を

大出力炭酸ガスレーザ加工	1 時 間	12,100円
--------------	-------	---------

に、「14,950円」を「15,380円」に、「4,630円」を「5,730円」に、「5,460円」を「5,610円」に、「4,460円」を「4,590円」に、「4,430円」を「4,560円」に、「3,430円」を「3,530円」に、「710円」を「740円」に改める。

別表第2の10の表中「740円」を「760円」に、「22,240円」を「22,870円」に改める。

別表第2の11の表中

1,110円
測定回数が10を超える場合にあっては、1,110円に10測定を超える測定1回につき、それぞれ110円を加算した額

を

1,170円
測定回数が10を超える場合にあっては、1,170円に10測定を超える測定1回につき、それぞれ120円を加算した額

に、「7,150円」

を「7,350円」に、「1,750円」を「1,830円」に、

700円
測定回数が10を超える場合にあっては、700円に10測定を超える測定1回につき、それぞれ70円を加算した額

を

730円
測定回数が10を超える場合にあっては、730円に10測定を超える測定1回につき、それぞれ80円を加算した額

に、「590円」を

「610円」に、

700円
500円
640円
560円

を

720円
520円
670円
590円

に、

「610円」を「640円」に、「2,190円」を「2,300円」に、「730円」を「760円」に、「990円」を「1,040円」に、

560円

を

580円

に、「1,350円」

920円

960円

を「1,410円」に、「2,980円」を「3,140円」に、「1,310円」を「1,360円」に、「2,660円」を「2,830円」に、「1,640円」を「1,730円」に、「2,290円」を「2,390円」に、「1,600円」を「1,690円」に、「490円」を「520円」に、「460円」を「490円」に、「820円」を「870円」に、

640円
750円
1,110円

を

680円
800円
1,180円

に、「520円」を

「560円」に、「1,650円」を「1,760円」に、「780円」を「830円」に、「2,220円」を「2,380円」に、「2,050円」を「2,110円」に、「360円」を「370円」に改める。

別表第2の12の表中「550円」を「580円」に、「2,000円」を「2,080円」に、「580円」を「600円」に、「400円」を「410円」に、「460円」を「480円」に、「950円」を「1,010円」に、「1,190円」を「1,270円」に、「490円」を「520円」に改める。

別表第2の13の表中「1,250円」を「1,340円」に、「1,810円」を「1,950円」に、「3,120円」を「3,350円」に、「1,940円」を「2,080円」に、「3,010円」を「3,240円」に、「3,490円」を「3,750円」に、「930円」を「1,000円」に、「1,220円」を「1,310円」に、「2,190円」を「2,350円」に、「4,110円」を「4,420円」に、「1,460円」を「1,580円」に、「2,210円」を「2,370円」に、「3,920円」を「4,220円」に改める。

別表第2の14の表中「1,580円」を「1,680円」に改める。

別表第2の15の表中「3,950円」を「4,060円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る

使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第28号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表1の1の表高機能3次元CADの項を削り、同表中「810円」を「840円」に、「240円」を「250円」に、「710円」を「730円」に改める。

別表1の2の表中「860円」を「890円」に、「330円」を「340円」に、「620円」を「640円」に、「200円」を「210円」に、「2,260円」を「2,330円」に、「890円」を「920円」に、「130円」を「140円」に改める。

別表1の3の表中「200円」を「210円」に、「1,390円」を「1,430円」に、「1,640円」を「1,690円」に、「730円」を「750円」に、「40円」を「50円」に、「160円」を「170円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第29号

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成17年富山県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 7 条」を「第 9 条」に改める。

第 7 条及び様式第 2 号中「第11条」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第139号

富山県特定調達苦情検討委員会設置要綱の廃止について

富山県特定調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年富山県告示第 124号）は、廃止する。

平成26年 3 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第140号

富山県特定調達に関する苦情処理手續要領の一部改正について

富山県特定調達に関する苦情処理手續要領（平成12年富山県告示第 153号）の一部を次のように改正し、平成26年 4 月 1 日から施行する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

10の(1)を次のように改める。

- (1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間は、平成26年総務省告示第11号によるものとする。

富山県告示第141号

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正について

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成7年富山県告示第66号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

第11条から第15条までを次のように改める。

第11条から第15条まで 削除

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(環境政策課)
